

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年9月3日 08時02分ごろ
発生場所	島根県松江市地蔵埼北方沖 美保関灯台から真方位354° 8.7海里付近 (概位 北緯35° 42.7′ 東経133° 18.4′)
事故の概要	貨物船 ^{リッチ グローリー} RICH GLORYは、西進中、また、漁船 ^{みこう} 美光丸は、北進中、両船が衝突した。 RICH GLORY は左舷船首部に擦過傷を生じ、また、美光丸は、操舵室右舷側に破損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月9日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 RICH GLORY(シエラレオネ共和国籍)、2,982トン 8649905 (IMO番号)、SHUN-RONG DEVELOPMENT CO., LTD. B 漁船 美光丸、4.9トン TT3-8131 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A (中華人民共和国籍)、免状不詳 航海士A (中華人民共和国籍)、免状不詳 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 操舵室右舷側に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、航海士Aが船橋当直につき、約9ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で西進した。 B船は、船長Bが操舵室の椅子に腰を掛けて、自動操舵により約8knの速力で漁場に向けて北進していた。 船長Bは、少し眠気を感じながら同じ姿勢で当直を続けていたところ、周囲に航行の支障となる船舶を見掛けなかったため気が緩み、居眠りに陥った。 船長Bは、僚船からの無線の呼出しで目覚めた時、B船の右舷側にA船を認めて機関を中立としたが、B船の右舷側中央部とA船の船首部とが衝突した。
分析	A船は、B船と衝突したものと考えられるが、航海士Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできな

	<p>かった。</p> <p>B船は、船長Bが、操舵室の椅子に腰を掛けて操船中、周囲に航行の支障となる船舶を見掛けなかったことから、気が緩み、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が西進中、B船が北進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 単独で船橋当直中に眠気を感じた場合には、椅子から立ち上がって身体を動かしたり、外気に当たったりするなど、居眠り運航を防止する工夫をすること。